

職業訓練 Q&A

・訓練は申し込んだら必ず受講できますか

→選考試験がありますので、不合格となることもあります。基本的に、公共職業訓練は、学科試験及び面接があり、求職者支援訓練は、面接があります。また、申込者が定員の半数以下の場合、訓練自体が中止となることもあります。

・今、在職中ですが、訓練の相談はできますか

→職業訓練は、基本的に失業されている方が受講の対象です。しかし、申し込みから訓練開始までに一定の期間を要しますので、在職者の方の相談も承っております。

・在職中でも受講できる職業訓練はありますか

→職業訓練は、雇用保険加入中のみ受講はできません。お支払いした受講料の一部が支給される「教育訓練給付金」の制度をご利用下さい。(詳細については、雇用保険給付課へお尋ね下さい)

・今、育児休業中ですが、職業訓練を受けることはできますか

→職業訓練を受講するには、労働の意思と能力が必要となるため、育児休業期間中の訓練受講はできません。傷病による休職中の方も同様の考え方となります。

・授業は毎日ありますか

→ほとんどのコースで平日の朝から夕方まで毎日授業があります。